

## 市町村での就学前後の移行期における情報連携に関するガイドライン

### 1 本ガイドラインの背景・目的・活用について

#### (1) 背景・目的

発達障害のある人が社会で自立して生活していく上で、乳幼児期から成人期までの一貫した支援が重要です。このため、岡山県では、平成26年度（2014年度）から、市町村や保健・医療・福祉・教育・労働等の関係分野との連携の下、ライフステージを通じた切れ目のない支援を推進するため、「発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクト」に取り組んでおります。

その中でも、ライフステージの最初の移行期である就学前後における支援の連携が特に重要なポイントであることから、発達支援（\*1）に必要な情報を、幼稚園・保育所から小学校に適切に引き継ぎ、一貫した支援の確保を図ることを目的とした「就学前後における関係機関連携強化事業」（以下「連携強化事業」という。）を、県庁ワーキンググループ（\*2）と5つのモデル市町村を中心に実施してきました。

支援の連携のためには、情報の適切な引継ぎが必要となりますが、特に通常学級に就学する場合については、個々の現場担当者の努力に任せられ、口頭で引き継がれている場合が多いという現状があります。こうしたことから、各市町村での就学前後における発達支援が必要な子どもと家族に係る情報連携の仕組みづくりを促進するために、連携強化事業の成果等に基づき、本ガイドラインを策定するものです。

\*1 「発達支援」は、障害福祉の範囲に留まらず、子どもの特性把握、家族の子育て支援、発達障害の診断等を含む地域支援などを包括する用語として用いています。

\*2 県庁ワーキンググループは、県保健福祉部障害福祉課・健康推進課・子ども未来課、教育庁特別支援教育課、総合教育センター、県発達障害者支援センターで構成しています。

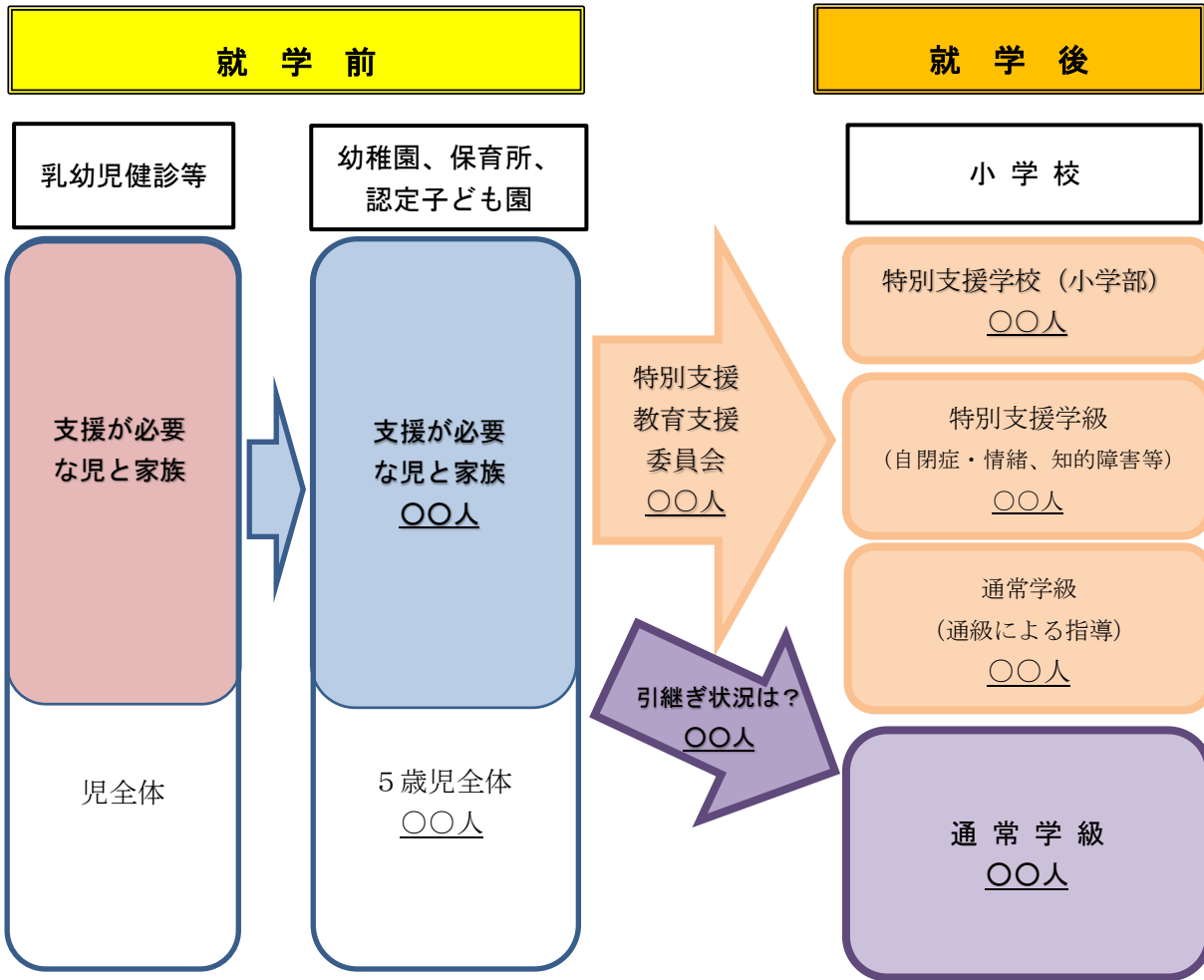
※ 「発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクト」及び「就学前後における関係機関連携強化事業」に係る取組経過等については、〈参考〉（P.13～）を参照ください。

#### (2) ガイドラインの活用

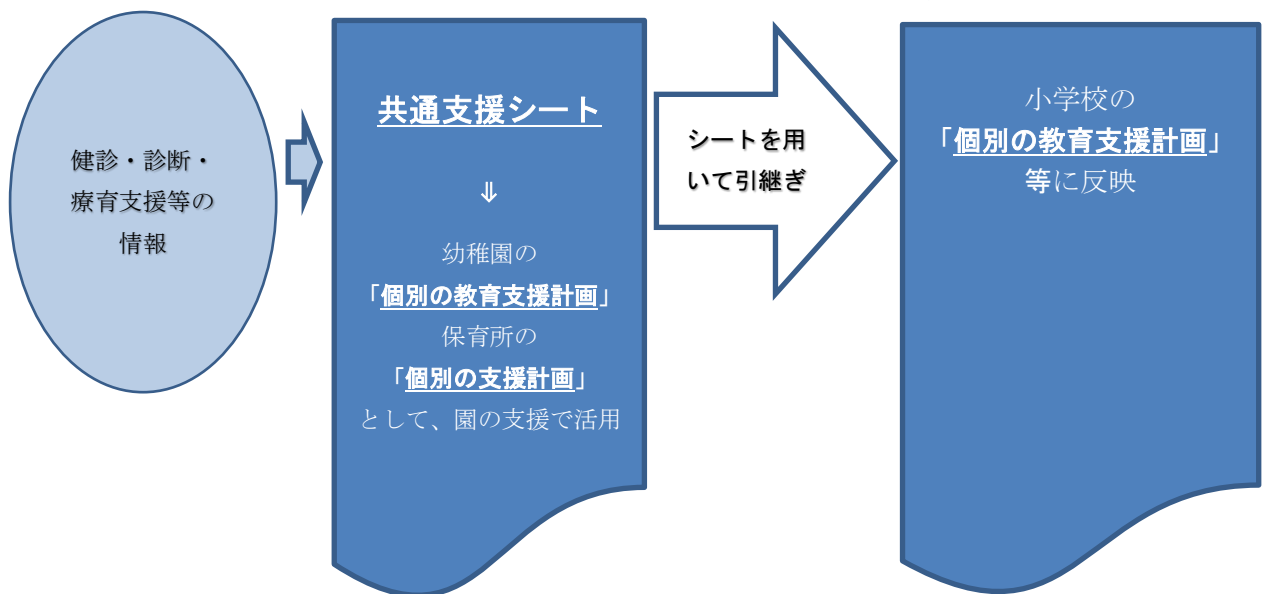
各市町村の人口規模、校数、支援機関や関連する取組の状況などの地域特性により、就学前後の移行期における情報連携の仕組みづくりのプロセスは異なってきますが、そうした中でも、連携強化事業を通じて、地域特性に拠らず、仕組みづくりに共通して必要と考えられるポイントが明らかになってきました。本ガイドラインでは、それらを、発達支援が必要な子どもと家族を支える情報連携の仕組みづくりに共通して必要な指針として提示しています。

これらは、各市町村での仕組みづくりやそれを運用する上での基本となるプロセスと考えておりますので、新たに取組を始める場合の道標としていただくほか、既に実施している仕組み（既存の取組等）がある場合にも、本指針と照らし合わせることで、情報連携の現状を検証しつつ、地域の状況を踏まえた仕組みの見直しや充実に生かしてください。

## 就学前後の移行期における情報連携



### 情報共有ツールを用いた情報（支援）の連携



## 2 指針

- (1) 部局横断で構成される検討組織が設置されている
- (2) 就学前後の移行期における情報連携の仕組みがあり、運用している
- (3) 発達支援が必要な子どもと家族を段階的・継続的に把握する仕組みがある
- (4) 市町村内で共通の移行期における情報共有ツール（共通支援シート\*）を活用している
- (5) 個人情報の適正な取扱いに関する意識を共有している
- (6) 就学前後の移行期における情報共有のための年間スケジュールが共有されている
- (7) 上記（１）～（６）のプロセスを子どもと家族の支援に携わる全ての支援者が理解している

\*『共通支援シート』は、幼稚園における「個別の教育支援計画」・保育所における「個別の支援計画」に該当するもので、市町村内の保健師、幼稚園教員、保育士、保育教諭、小学校教員などの多職種が、発達支援の必要な子どもと家族を理解し、適切に支援を継続させるためのツールを指します。

以下、『指針』の具体的な内容を、次の構成で記載します。

### （●）指針

指針の趣旨

- a) 既存の仕組みや取組を生かす場合の例
- b) 留意点
- c) 事例（モデル市町村の取組）

## (1) 部局横断で構成される検討組織が設置されている

市町村内に、発達障害のある人の支援の推進を目的として、保健、福祉（子育て・障害）、教育等の実務者で構成する検討組織（運営の中心となる事務局を含む）が設置されていることが重要です。検討組織は、保健福祉部局と教育委員会部局の双方で合意された部局横断組織であることが望まれます。

この検討組織は、個別の部門では対応が難しい市町村内の発達支援の課題（各課事業の相互連携、ライフステージの移行期の谷間の問題など）を共有し、解決に向けた検討を行うためのものです。

### a) 既存の仕組みや取組を生かす場合の例

特別支援教育連携協議会や地域自立支援協議会の専門部会などの既存の組織が、保健、福祉（子育て・障害）、教育の実務者を含んで構成される場合は、これを検討組織として運用することもできます。

### b) 留意点

- 検討組織の事務局は、連携の中心となる部門が担うことが適当です。
- 市町村内の相談ニーズに直接的に対応している実務者（市町村発達障害者支援コーディネーターや市町村内の巡回相談を担う支援者など）が検討組織の事務局に属していることが望まれます。相談を担う実務者が検討組織の中核となることで、市町村内の子どもと家族の相談ニーズ、園校の現場ニーズを抽出しやすくなり、実践的に検討を進めることができます。
- 検討組織に関する要綱等を定めることで、関係各課で業務分掌化され、長期的に継続して機能する組織とすることができます。

### c) 事例（モデル市町村での取組）

本事業を実施するに当たって、発達障害者支援コーディネーターが保健、福祉（子育て・障害）、教育のそれぞれの領域で生じている課題を集約しました。その後、各領域の担当者（行政担当者を中心）で集い、課題を共有して、本事業を活用しながら解決を目指すという方向性を固めました。その際に、県庁 WG や県発達障害者支援センターを招聘することで、県全体に共通する課題や他市町村の実情も共有することができました。

その後、市内の関係領域（課）の担当者が横断的に集い、就学前後の課題を解決するための市 WG を定期的開催しました。市 WG で話し合われた内容は、その都度、各課の課長に報告して、取組の方向性を確認していきました。今は、継続的に市 WG を組織化（業務分掌化）するための手続きや事務局を担う課についての調整に苦労しているところですが、関係課が横断組織で取り組むことの重要性や成果を、年度や担当者が代わっても引き継いで行けるようにしたいと思っています。

## (2) 就学前後の移行期における情報連携の仕組みがあり、運用している

保健、福祉（子育て・障害）、教育の部局横断で設置した検討組織（指針（1））で、市町村内の様々な発達支援の課題を共有した上で、就学前後の移行期における情報（支援）の連携に向けて検討していきます。具体的には、指針（3）～（7）を踏まえ、市町村内の現状を確認した上で、移行期において必要な情報連携の仕組みを組み立てます（明文化する）（Plan）。そして、実際にその仕組みを運用し（Do）、結果を点検・評価し（Check）、見直し（改善後の仕組みを明文化する）、さらに運用します（Action）。

### a) 既存の仕組みや取組を生かす場合の例

指針（1）と同様に、特別支援教育連携協議会や地域自立支援協議会の専門部会などを検討組織として、仕組みの検討・点検等を行っていくこともできます。

### b) 留意点

- 市町村毎に発達支援の課題は様々であり、また、その課題解決の優先順位も一律ではありませんが、ライフステージを通した切れ目ない支援体制整備を進めていく上で、まずは、多くの領域が関係し合う就学前後の移行期に焦点を当て、現状の仕組みの点検から始めていくことが有効です。
- この移行期の仕組みづくりは、単一の部門が担うものではなく、複数の部局・課が関わることで、市町村内の発達支援の課題や解決の方向性を共有していく必要があります。
- さらに、検討の段階で、市町村外の専門機関（県保健所、県発達障害者支援センター等）を招聘することで、他市町村の事例や県外の先進地域の事例を知ることができ、また、広域の専門機関との連携など俯瞰的な視点からの助言により課題解決に向けた取組が促進されます。
- 市町村内に私立の校舎がある場合は、検討の早い段階から、取組の方向性等について共有していく必要があります。

### c) 事例（モデル市町村での取組）

保健、教育、福祉（子育て・障害）の担当者を中心に構成した市 WG では、発達障害者支援に関する市町村内の課題を集約し、解決のための優先順位を確定し、まずは、子どもと家族がスムーズに就学前後の移行期を乗り越えるための情報共有を優先課題に挙げました。市 WG では、2 年後の到達目標を定めて、2 年間の月間計画を作成しました。

まず、市内の幼稚園、保育所、認定子ども園、小学校に対して、就学前後の引継ぎに関する実態調査を行い、現在の就学前後の情報共有の取組内容を把握しました。その調査結果を基に、どのように仕組みづくりを進めていくかについて、市 WG と幼稚園、保育所、認定子ども園、小学校の代表者で協議して、手引書を作成しました。この手引書に基づき、就学前後の移行期の情報共有を市内のモデル地区で実施し、その結果を市 WG にフィードバックしてもらいました。それによって、効果と課題が浮き彫りになり、さらに手引書を改訂し、次年度の情報共有の機会に備えています。

手引書を作成するときに留意したことは、行政担当者が作成した案を、幼稚園、保育所、認定子ども園、小学校の現場担当に確認しながら進めたことです。現場担当者の目線で、実際に実行可能かどうか、迷う箇所はどこかを抽出して、手直ししました。その後、実際に就学前後の情報共有の場面で活用していただき、効果や課題を市 WG にフィードバックしてもらえたことで、現場の実情を踏まえた手引書に見直すことができました。

### (3) 発達支援が必要な子どもと家族を段階的・継続的に把握する仕組みがある

市町村内で発達支援が必要な子どもと家族の把握が、次のように段階的に行われ、各段階が機能的につながっていることにより、継続的にフォローできる仕組みが整備されていることが必要です。

- ・第1段階：気づき（乳幼児健診・園生活などにおける発達支援が必要な子どもの把握）
- ・第2段階：見立て（乳幼児健診の言語・心理相談、園の巡回相談などにおける必要な支援の検討）
- ・第3段階：診断（専門医療機関による診断）

本指針では、就学前後の移行期における発達支援に係る情報連携の対象として、特別支援教育支援委員会を通じた情報連携の対象とならない、通常学級に就学する子どもと家族を含めて想定しています。具体的には、第2段階の見立て又は第3段階の診断等を踏まえて発達支援のニーズが把握された子どもと家族を想定しています。

そして、各段階で把握した子どもと家族の情報は、その後のライフステージを通じて、支援に生かしていけるように、集約していくことが必要となります。

#### a) 既存の仕組みや取組を生かす場合の例

第1段階：1歳6か月児健診、3歳児健診 など

第2段階：乳幼児健診時の2次相談（市町村）、子どものこころとからだの総合相談（県保健所）、一人一人が笑顔に！就学前からの発達支援事業（県教育委員会）、専門指導員派遣事業（各特別支援学校）、巡回支援専門員整備事業（市町村） など  
\*乳幼児健診時の2次相談、子どものこころとからだの総合相談などは、第2段階と第3段階の「つなぎ」の役割を果たしていることが多いです。

第3段階：専門医療機関による診断

#### b) 留意点

- ライフステージを通じて切れ目なく支援をつなげていくためには、市町村内で出生する子どもの中で、第1段階の気づきで把握している子ども、第2段階の見立てで把握している子ども、可能な範囲で第3段階の診断を受けている子どもを部局横断的に集約していくことが必要となります。
- その際、子どもが成人した後までを見通して、集約の中心となる部門を定めることが適当です。
- 把握された子どもを第1段階から第2段階へ、第2段階から第3段階へ適切につなげていくために、保護者の子ども理解を支えていく視点を常に意識しておくことが重要です。

#### c) 事例（モデル市町村での取組）

乳幼児健診で保護者が抱く子育てに対する不安や子どもの発達面の心配を保健師が理解して、発達支援のニーズを把握することで、発達相談や言葉の相談を経て、親子教室（要観察児指導教室）で子どもの発達を確認したり、子育ての方法を一緒に考えることを勧めています。親子教室に一定期間通ってもらうことで、保健師、保育士、心理士の複数の視点で、子どもの発達支援や保護者の子育て支援のニーズを把握することができます。さらには、県保健所の子どものこころとからだの総合相談を利用することで、発達検査や児童精神科医・小児神経医など発達支援を専門とする医師の医療相談によって、子どもの発達の特性を明らかにして（診断）、必要な支援を受けることを勧めます。支援の選択肢は、児童発達支援事業所（民間）や在籍している園での巡回相談、ペアレントトレーニングなどがありますが、担当の保健師をはじめとする子どもと家族の身近な支援者が必要な支援をコーディネートしています。

#### (4) 市町村内で共通の移行期における情報共有ツール（共通支援シート）を活用している

就学に際して特別支援教育支援委員会で検討するための調査票としては、個人調査票などが作成・活用されています。これに加えて、特別支援教育支援委員会の対象にならなかった通常学級に就学する子どもと家族についても、支援に必要な情報（就学前の発達支援の状況など）が、就学前後で確実に引き継がれる必要があり、そのためには、市町村内で『共通支援シート』を作成し、活用することが有効です。

共通支援シートの『共通』とは、『多職種で共通』であり、『様々な場面で共通』であることを意味します。まず、共通支援シートは、指針（3）の各段階において把握された情報が、就学前の園等での支援の中で有効に活用され、さらに就学前の支援の過程で把握された情報を含めて、就学後に引き継がれて、学齢期の支援に生かされるようなツールであることが望ましく、そのためには、市町村内の保健師・幼稚園教諭・保育士・保育教諭・小学校教員など『多職種で』、また、『様々な場面（機会）で』活用し、共有するシートとして位置付けることが必要です。

また、共通支援シートは、決して移行期における引継ぎのためだけに作成、活用するものではなく、幼稚園における「個別の教育支援計画」及び保育所における「個別の支援計画」等として、就園後に支援が必要とされた時期から作成し、その後、様々な職種で、様々な場面で、子どもと家族の状況や支援の内容を集約していくツールとして活用し、支援に生かしていくものです。

##### a) 既存の仕組みや取組を生かす場合の例

現在、市町村内で発達支援が必要な子どもと家族の情報共有のために、様々なシートが活用されています。例えば、相談支援ファイルや個別の教育支援計画などです。この他にも、子どもを理解するツールとして巡回相談表や園内カンファレンス用資料なども活用されています。これらのシートの過不足を整理しながら、『共通支援シート』を定めていくことが有効です。

##### b) 留意点

- 共通支援シートは、『多職種で』、また、『様々な機会（場面）で』活用するシートとして、発達支援に必要な幅広い情報を効果的に集約できるフォーマットを定める必要があります。
- 一人の子どもと家族について、様々な場面ごとに、複数の様式を用いてシートを作成している状況を踏まえ、事務効率化の観点からも、市町村内の包括的な情報共有ツールとして導入するメリットがあります。

##### c) 事例（モデル市町村での取組）

共通支援シートを作成するにあたって、まずは、現場（幼稚園、保育所、認定子ども園、小学校）で活用している支援シート（フォーマット）でどのようなものがあるのかをリサーチすることから始めました。その結果、一人の子どもに対して、様々な場面で複数の異なる支援シートを使っていることが明らかになりました。そこで、既存の複数の支援シートを統合することを目的にして、共通支援シート作りを始めました。こうしたプロセスは、現場の事務量のスリム化にもつながり、子どもと家族への発達支援のために過不足ない情報は何かを整理する機会にもなりました。特に、幼稚園、保育所、認定子ども園が小学校に伝えたい情報と、小学校側が欲しい情報を現場担当者同士で意見交換することを通して、項目の充実に取り組んでいます。

## (5) 個人情報の適正な取扱いに関する意識を共有している

共通支援シートに記される情報は、重要な個人情報です。これらの情報の取得や提供にあたっては、個人情報保護に関する法令等（個人情報保護に関する法律、各市町村の個人情報保護条例等）に基づき、適正に取り扱う意識を持つことが必要です。

同時に、共通支援シートに記載される情報は、発達支援が必要な子どもと家族の支援のために活用できる有用な情報です。ライフステージを通じて切れ目なく、有効な支援が提供できるように、これらの情報を適切に活用していくことが望まれます。

このようなトータルライフ支援のための情報の連携を、個人情報の適切な活用として、住民の理解と信頼の下に、円滑に進めていくためには、まず、各市町村において、「子どもの成長とその家族をしっかりとサポートしていくために、市町村の取組として、情報連携を推進していくのだ」という理念や方針を明確にした上で、市町村の組織内はもとより、住民や関係機関等とも共有していくことが、何よりも重要です。

### a) 既存の仕組みや取組を生かす場合の例

指針（1）の市町村内の部局横断組織において、情報連携について検討する際に、各市町村の個人情報保護条例をはじめ個人情報保護制度に関する理解を共有し、個人情報保護の観点をしっかりと認識した上で、トータルライフ支援のための効果的な仕組みを考えていくことが必要であり、その際、各市町村の個人情報保護に関する事務を所管する部門を交えて検討することが重要です。

### b) 留意点

- 共通支援シートに記載される情報は、保護者と共有することを前提とすべきですが、当初からの共有が難しい場合には、保護者の子どもの理解をサポートしながら、適切なタイミングで共有できるよう努力していく必要があります。
- 就学前までに保護者と共有できない場合でも、支援に必要な情報を、関係機関において適切に引き継ぐことができるよう、個人情報保護条例等の関係法令を踏まえて対応していくことが望まれます。
- 共通支援シートに子どもと家族の情報を記録したり、そのシートを用いて就学前後の引継ぎを行うにあたっては、常に『子どもの成長のために』という意識を持って取り組むとともに、そのことを保護者に理解してもらい、共有できるよう努めることが重要です。
- 保護者への対応においても、個人情報の取扱いに係る同意などの手続き面に留まらず、保護者の子どもへの適切な理解をサポートできるよう、関係する全ての支援者が、子どもを家族とともに支えていく意識を共有することも重要です。
- 法令の適用について、市町村立の校園については、各市町村の個人情報保護条例が、また、私立の校園については、個人情報保護法が適用されることになるので、検討において留意する必要があります。

### c) 事例（モデル市町村での取組）

これまで幼稚園、保育所、認定子ども園の各園長や担当者の責任で実行していた就学前後の情報共有を、自治体の取組みとして推進することを目的に、市WGで協議を進めています。まず、個人情報保護法や個人情報保護条例その他の関係法令等（学校教育法施行規則、保育所保育指針、指導要録に関する通知など）を、市の法令担当者を交えてWGで確認しました。

WGでは、「保護者の同意」・「保護者との情報共有」という観点からも検討を行いました。共通支援シートに記載されている「個人情報」は、子どもの成長のために保護者と共有することを前提としますが、当初からの共有が難しい場合には、保護者の子どもの理解をサポート



トしながら、適切なタイミングで共有できるよう努めます。

就学前までに保護者と共有できないケースも想定されますが、その場合でも、支援に必要な情報を就学前後で適切に引き継いでいけるよう、個人情報保護条例等の規定（収集方法の制限、目的外利用・提供の制限など）に照らして、取扱を整理していきました。

また、市内に私立の園校がある場合や、市外に就学する場合、民間の医療機関や事業所から、診断や見立て、支援内容に関する情報を収集する場合など、様々なケースについて幅広く具体的に検討した上で、適切に対処していくことが、情報共有の取組を推進していく上で重要と考えています。

## (6) 就学前後の移行期における情報共有のための年間スケジュールが共有されている

就学前後の移行期における情報共有について、市町村内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等で、年間のスケジュールが定められていることが重要です。具体的には、就学前の引継会と、就学後のモニタリング会が、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等の年間行事として組み込まれていることが望まれます。

市町村内の共通支援シートを活用した引継会とモニタリング会を実施することで、子どもと家族に対する就学前の発達支援の情報を活かして、就学後も引き続き同じ視点で、子どもの特性を踏まえた教育環境を保障し、保護者支援を継続していくことにつながります。

また、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校において年間行事化されることで、各園と各学校との複雑な日程調整を円滑化することができます。

### a) 既存の仕組みや取組を生かす場合の例

引継会やモニタリング会を、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の年間行事予定に組み込みます。園長会、校長会での承認の後、教務主任会議など、市町村内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の年間行事を検討する会において周知徹底します。

### b) 留意点

●就学後のモニタリングの視点を明確にすることが重要であり、就学前に共通支援シートを用いて、伝達した情報が就学後も引き続き、子どもの特性を踏まえた教育環境の保障や、保護者支援の継続に活かされているかを確認することが必要です。

●こうした確認のためには、送り手側と受け手側が、引継会やモニタリング会において、双方向で意見交換することが望まれます。

●引継会（就学前）とモニタリング会（就学後）のあり方の例は、以下のとおりです。

#### <引継会>

- ① 幼稚園・保育所・認定こども園から事前に情報共有ツール（共通支援シート）を、就学先の小学校に提出
- ② 就学先の教員（仮担任 or 特別支援教育 Co.など）が園生活での子どもの様子を観察
- ③ 引継会で情報共有ツール（共通支援シート）を用いて確認事項を協議

#### <モニタリング会>

- ① 就学後の子どもの学校生活の様子を、幼稚園・保育所・認定こども園の年長時の担任が観察
- ② モニタリング会で情報共有ツール（共通支援シート）を用いて確認事項を協議

### c) 事例（モデル市町村での取組）

市WGは、小学校の年間行事予定を作成する際に、「引継会」と「モニタリング会」の存在を明記するよう校長会や教務主任会議で依頼しています。具体的には、「引継会」は3月第4週に設定し、「モニタリング会」は5月第3週に設定することを明記して、開催曜日は小学校の管理職、特別支援教育コーディネーター、1年生担任を中心にして、在園していた保育所・幼稚園・認定こども園と調整して決定しています。特に、対象児が年長のときに担任していた保育士、幼稚園教諭等が、モニタリング会に参加でき、就学先の小学校の様子を見学・カンファレンスできるように（園異動があったとしても）保育所・幼稚園・認定こども園の園長に協力を依頼しています。実際の担当者が参加できることで共有する情報の精度を高めることにつながっています。

## (7) 指針(1)～(6)のプロセスを子どもと家族の支援に携わる全ての支援者が理解している

就学前後の移行期の情報連携の取組の意義とプロセスを、子どもと家族の支援に携わる全ての支援者(保健師、幼稚園教員、保育士、保育教諭、小学校教員等)が理解していることが重要です。

- ① 誰を対象とするか(指針(3)を参照)、
- ② どんな情報が必要か(指針(4)を参照)、
- ③ いつ、どこで、だれが、どのように引き継ぐか(指針(5)(6)を参照)、
- ④ 引継ぎ後に情報共有した内容が、子どもと家族の支援に活かされているか(指針(6)参照)

そのため、市町村内で、情報連携の取組の意義や進め方等に関する手引書を作成することなどにより、関係する支援者の理解を深め、取組を定着させていくことが望めます。

### a) 既存の仕組みや取組を生かす場合の例

園長会、校長会、各職域研修等、様々な機会を捉えて、市町村の部局横断組織等から、就学前後の移行期における情報連携の取組の意義とプロセスについて周知を図る。

<県から提供できること>

それぞれの職種が、日々の実践を振り返り、子どもに対する気づき・見立て・手立て、保護者支援について共通認識を持てるような研修機会を市町村の部局横断組織で主催することが望めます。県庁WGは、市町村内の保健師・幼稚園教諭・保育士・保育教諭・小学校教員の多職種を対象にして、就学前後の情報共有に関する研修プログラムを提供することができます。

### b) 留意点

- 現状では、各園・小学校の単位で、通常学級に就学する子どもと家族の情報を共有していることが多い(要録を用いて口頭で情報共有する、など)状況にあると思われませんが、就学前後の情報連携を自治体の取組として、市町村全体に定着させていく必要があります。

### c) 事例(モデル市町村での取組)

本事業に取り組み始めた初年度は、市WGが主催して、幼稚園、保育所・認定子ども園・小学校・児童発達支援事業所・障害児相談支援事業などの多職種が集う研修会を実施しました。研修のプログラムの柱は3つです。

- ① ペアレントメンター(\*県から派遣)から子育て体験の報告を受けて、就学前後の時期に、保護者は、どんなことを不安に思い、どんな支援によって安心できるのかを学びます。
- ② 市WGから、就学前後の情報共有のための手引書の説明を受けて、参加者は実際の情報共有の場面の点検を行います。
- ③ 架空の年長児の共通支援シートを用いて、多職種のグループワークを行い、どんな情報が必要なのか、どんな表現が理解しやすいかなどを協議することで、他の職種の視点や専門用語等を理解します。そして、翌年度からは、市内の各課が主催する多くの研修会の一覧を市WGで把握し、乗り合わせ企画をすることで、現場担当者の負担を軽減し、市内で研修の体系化を目指しています。

\*ペアレントメンターとは・・・

信頼できる相談相手である保護者として、発達障害のある子どもの子育てを経験した保護者が、所定の研修を修了した上で、様々な家族支援の機会等に派遣されて活動している。活動の派遣とフォローは、おかやま発達障害者支援センターのペアレントメンター事務局を担っている。

### <3章> おわりに

各市町村の地域特性を踏まえつつ、上記の指針により、『就学前後の移行期における情報連携の仕組みづくり』に取り組んでいただくことで、発達支援が必要な子どもの育ちが保障され、また、家族が孤立せず、安心して子どもに向き合うことができる環境の整備が促進されることを期待します。

なお、県庁ワーキンググループと県発達障害者支援センターでは、本ガイドラインを踏まえた各市町村での取組について、微力ながら精一杯サポートさせていただくこととしております。

<参考> トータルライフ支援プロジェクトでの取組経過等について

平成17年(2005年)に発達障害者支援法が施行されて以降、診断後の支援の充実に加えて、早期支援のための診断前の気づきの支援・特性の把握や家族支援が重要視されてきております。また、平成20年(2008年)の発達障害者支援施策の推進に係る検討会報告書(厚生労働省)では、市町村単位で、ライフステージの時々で、個々の特性に応じた支援が、一貫して提供できる仕組みづくりの必要性が明記されています。

岡山県では、平成21年度(2009年度)から市町村支援体制調査・評価事業と市町村支援体制サポート事業(おかやま発達障害者支援センター実施)を通じて、各市町村において、保健、福祉(子育て・障害)、教育の各分野が、部局横断的な組織を設け、発達支援の仕組みづくりに取り組むことをサポートしてきました。その過程は、市町村内の一人ひとりの子どもと家族にとって必要な発達支援を提供するために、現状は、何ができていて、何が不足しているのかを点検して、計画を立て、実行し、また、評価・点検し、見直し・改善することの繰り返し(PDCAサイクル)です。

なお、この過程では、子どもと家族への個別の支援の充実に向けて、現状の支援の狭間にある問題を把握し、関係する領域の連携を促進させる必要がありますが、この点について市町村支援体制整備事業(市町村発達障害者支援コーディネーター：現在18市町村に配置)が重要な役割を果たしています。

また、平成25年度(2013年度)からは、岡山県広域特別支援連携協議会・発達障害者支援体制検討委員会の下部組織(県庁ワーキンググループ)において、乳幼児健診や県内全市町村(母子保健、幼稚園、保育所、小学校)を対象とした調査(発達支援が必要な子どもと家族の実態、就学前後の引継ぎ体制)の状況を分析した結果、各市町村に共通する課題(優先課題)が明らかになりました。その状況は次のとおりです。

1.-①乳幼児健診における要支援者で、発達障害の疑いがあると保健師等が判断した児の割合

	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)
1歳半健診	13.7%	13.0%	15.4%	16.0%
3歳児健診	12.7%	15.0%	17.2%	17.4%

\*母子・歯科保健関係事業実施報告(健康推進課)による。

1.-②平成25年度(2013年度)・(平成27年度(2015年度))に在籍する特別な支援が必要な児と発達障害の診断があることを学校・園が把握している児の割合

	要支援児	内、診断把握児
幼稚園(5歳児)	16.3% (17.6%)	6.7% (8.1%)
保育所(5歳児)	18.7% (19.5%)	8.5% (8.7%)
小学校(1年~6年)通常学級	10.5% (12.6%)	4.0% (4.8%)

\*「保育所」については「特別な支援を必要とする幼児への支援状況調査」、「幼稚園」・「小学校」については「通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒等への支援状況調査」による。

\*「要支援児」については、保育士、教員の見立てによるものであり、肢体不自由、知的障害を含む。

2. 幼稚園、保育所が就学前後で実施している引継ぎの方法（保育所については複数回答あり）

	口頭のみ	書面のみ	両方
幼稚園	51.0%	1.0%	48.0%
保育所	93.0%*	41.0%*	—

以上の結果からは、乳幼児健診や幼稚園、保育所において、発達障害の診断の有無に関わらず、何らかの支援が必要であると保健師・保育士・幼稚園教員が判断している子どもは10%を超えていることが分かります。また、小学校の通常学級における特別支援が必要な子どもの割合も10%を超えており、特別支援教育の取組が進められております。

その一方で、5歳児が小学校に入学する移行期に、就学前に幼稚園、保育所で実施していた発達支援の内容（情報）を小学校に引き継ぐ方法は、口頭である割合が多い結果でした。このことは、担当者毎に引き継いでいる内容（例：誰について、どんな情報を）が異なる可能性を示唆するものです。つまり、通常学級に就学する際の情報の引継ぎは、現場担当者それぞれの努力に任せられているという課題が明らかになりました。

そこで、県では、発達支援が必要な子どもと家族のための支援体制整備に関して、「就学前後の移行期における情報連携の仕組みづくり」を優先課題に位置づけました。

平成26年度（2014年度）からは、「発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクト」（※1）を立ち上げ、「就学前後における関係機関連携強化事業」（※2）として、県庁ワーキンググループとモデル市町村において、その課題に取り組んでおり、これらの成果等に基づき、本ガイドラインを策定したものです。

（※1）平成29年度（2017年度）からは、新おかやま晴れの国生き生きプランの中で、このプロジェクトを、より多角的・発展的に展開することとしています。（次頁の全体フレーム参照）

（※2）「就学前後における関係機関連携強化事業」に係るヒアリング地域・モデル地域（数値は概数）

年度	市町村	人口規模	出生数	備考
平成25年度（2013年度）	玉野市	6万人	400人	ヒアリング地域
	笠岡市	5万人	300人	ヒアリング地域
	早島町	1万人	100人	ヒアリング地域
平成26年度（2014年度）～ 平成28年度（2016年度）	浅口市	3万人	250人	モデル地域
	美作市	3万人	220人	モデル地域
平成27年度（2015年度）～ 平成28年度（2016年度）	瀬戸内市	4万人	200人	モデル地域
	鏡野町	1万人	100人	モデル地域
	真庭市	5万人	380人	モデル地域

< 作 成 > 岡山県広域特別支援連携協議会・岡山県発達障害者支援体制検討委員会  
庁内ワーキンググループ

<問い合わせ先> 岡山県保健福祉部障害福祉課福祉推進班 (TEL) 086-226-7362

おかやま発達障害者支援センター (TEL) 086-275-9277 (本所)  
(TEL) 0868-22-1717 (県北支所)